# 議案第5号逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議について及び 議案第6号葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に係る協議について 配付資料一覧表

(平成30年逗子市議会第1回定例会)

環境都市部 資源循環課

資料 1	関係法令	(地方自治法)	抜粋

- 資料2 逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協定書(案)
- 資料3 葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協定書(案)
- 資料4 ごみ処理広域化の経緯
- 資料 5 平成 29 年度葉山町可燃ごみ受入実績及び予定
- 資料6-1 廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書
- 資料6-2 廃棄物の焼却処理の試行(第2期)に関する契約書
- 資料 7-1 可燃ごみ共同処理削減効果(当初予算ベース)
- 資料 7-2 し尿等共同処理削減効果(当初予算ベース)
- 資料8-1 焼却処理単価(原価相当額)の算出
- 資料8-2 可燃ごみ焼却灰処理単価の算出
- 資料9 し尿等共同処理負担金
- 資料 10 県内のごみ処理広域化の状況
- 資料11 鎌倉市、逗子市及び葉山町のごみ処理の広域連携に係る覚書

〇地方自治法(抜粋)

(昭和二十二年四月十七日) (法律第六十七号)

(協議会の設置)

- 第二百五十二条の二の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同 して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連 絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により 規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するととも に、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県 知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、 その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通 地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の 長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四款 事務の委託

(事務の委託)

- 第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとする ときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければな らない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地 方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を 廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

- 第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という。)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
  - 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
  - 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
  - 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項 (事務の委託の効果)
- 第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協定書(案)

逗子市及び葉山町は、可燃ごみの焼却処理に関する事務の管理及び執行に関し、逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約(平成30年4月1日施行。以下「規約」という。)第9条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(経費の算出方法)

第1条 規約第3条に規定する経費の額の算出方法は、別表のとおりとする。

(経費の清算)

第2条 規約第6条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の逗子市及び葉山町の歳入歳出 決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

(連絡会議)

第3条 規約第7条の連絡会議は、逗子市長及び葉山町長がそれぞれ指定する者をもって組織する。 (条例等の制定又は改廃の場合の協議)

第4条 葉山町長は、規約第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、逗子市長に協議を申し入れることができる。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度逗子市長及び葉 山町長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、逗子市長及び葉山町長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年4月1日

逗子市 逗子市逗子五丁目2番16号

逗子市長 平井 竜一

葉山町 三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町長 山 梨 崇 仁

### 別表

項目	算出方法
建設改良費 (資本費)	○交付対象部分
	・処理量で按分
	○交付対象外部分(単独事業)
	・処理量で按分(ただし、施設周辺の整備は施設を
	整備するものが負担する。)
運営費	・処理量で按分

### 備考

- 1 葉山町が負担する費用の額は、左欄に掲げる項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、逗子市長及び葉 山町長が協議の上これを決定する。
- 3 「処理量」とは、処理施設で処理される可燃ごみの量とする。
- 4 「交付対象部分」とは、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付環廃対発第 050411001号環境事務次官通知別紙)第2の2に定める交付対象事業(以下「交付対象事業」という。)を実施する場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月11日付環 廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知) 6(1)に定める交付対象事業費(以下「交付対象事業費」という。)から交付金の額を控除したものとする。
- 5 「交付対象外部分(単独事業)」とは、実施する事業が交付対象事業のときは、当該事業の総事 業費から交付対象事業費を控除したものとし、交付対象事業でないときは、当該事業の総事業費と する。

葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協定書(案)

葉山町及び逗子市は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行に関し、葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する規約(平成30年4月1日施行。以下「規約」という。)第9条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(経費の算出方法)

第1条 規約第3条に規定する経費の額の算出方法は、別表のとおりとする。

(経費の清算)

第2条 規約第6条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の葉山町及び逗子市の歳入歳出 決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

(連絡会議)

第3条 規約第7条の連絡会議は、葉山町長及び逗子市長がそれぞれ指定する者をもって組織する。 (条例等の制定又は改廃の場合の協議)

第4条 逗子市長は、規約第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、葉山町長に協議を申し入れることができる。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度葉山町長及び逗 子市長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年4月1日

葉山町 三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町長 山 梨 崇 仁

逗子市 逗子市逗子五丁目2番16号

逗子市長 平井 竜一

### 別表

項目	算出方法
建設改良費(資本費)	・処理量で按分(ただし、施設周辺の整備は施設を整備するものが負担する。)
運営費	・処理量で按分

### 備考

- 1 逗子市が負担する費用の額は、左欄に掲げる項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、葉山町長及び逗 子市長が協議の上これを決定する。
- 3 「処理量」とは、処理施設で処理されるし尿及び浄化槽汚泥の量とする。

### ごみ処理広域化の経緯

平成9年1月	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」策定
	内容・・恒久対策について
	①減量化、リサイクルの推進、②ダイオキシン排出削減対
	策、③ごみ処理の広域化、④焼却灰・飛灰の処理、⑤最終
	現、
双代の矢 5 日	
平成9年5月	「ごみ処理の広域化計画について」通知(国→県)   中容 「「記述くいこくいに其でなってなり間間に似るばくかよい。
	内容・・「上記ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシ
	ン類の排出削減を図るため、各都道府県は、ごみ処理の広
	域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本
T N	計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい」
平成 10 年 3 月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定(県)
	内容・・ごみ処理の広域化の必要性は、①リサイクルの推進②ダイ
	オキシン類の削減③エネルギーの有効利用④ごみ処理経
	費の縮減。 →県内市町村を9つにブロック割り。
平成 10 年 7 月	「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」設置
平成 11 年 3 月	「平成 10 年度横須賀三浦ブロックごみ処理広域化実現可能性調査
	報告書」作成
平成 12 年 1 月	「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化実現可能性調査最終報告書」
	作成
平成 13 年 3 月	「平成 12 年度横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本計画基礎調
	查報告書」作成
平成 13 年 4 月	「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」設置
平成 16 年 3 月	「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想(素案)中間報告」
	作成
	内容・・①広域化に向けて②広域化に係る基礎的事項③広域処理開
	始前に各市町が取り組むごみ処理の内容④広域で取り組む
	ごみ処理の内容⑤広域処理施設の整備⑥今後の検討課題
平成 17 年 2 月 3 日	4市1町首長懇談会
	結論・・「4市1町広域化に軸足を置きながら、エコループの検討
	も進め、本年 12 月末までに広域化についての結論を出す」
	で意見一致。
平成 17 年 9 月 13 日	山北町長
	エコループプロジェクトの立地候補地としての検討を断念
平成 17 年 12 月 26 日	4市1町首長会議
	結論・・「横須賀市、三浦市及び葉山町の2市1町と鎌倉市及び逗
	子市の2市での2グループ体制で、当面のごみ処理広域化
	を推進する」という方向性を確認
平成 18 年 1 月 31 日	「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」解散

平成 18 年 2 月 14 日	「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」設置
平成 18 年 4 月 24 日	「覚書」締結
	内容・・①「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想(素案)
	中間報告」を踏まえ広域処理について協議②循環型社会形成推進地
	域計画策定③生ごみ資源化処理施設と焼却処理施設の整備計画策
	定④粗大、資源物選別、植木剪定枝資源化処理について協議⑤負担
	割合は別途協議
平成 20 年 3 月	鎌倉市・逗子市循環型社会形成推進地域計画策定
平成 22 年 2 月 4 日	「確認書」締結 (「覚書」は解消)
	内容・・「2 市は、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設を新
	たに設置するに当たっては、燃やすごみのごみ質を統一す
	ることを前提として、2 市各々における生ごみ資源化施設
	等の稼働を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ
	処理広域化実施計画」の策定について協議する。」
平成 22 年 3 月	逗子市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 23 年 1 月 20 日	鎌倉市が生ごみ資源化施設(山崎浄化センターバイオマスエネルギ
	一回収施設)建設計画撤回
平成 23 年 6 月	鎌倉市ごみ処理基本計画(中間見直し)
平成 24 年 6 月~	逗子市環境クリーンセンター焼却施設基幹改良工事に伴い、鎌倉市
平成 25 年 3 月	に可燃ごみの焼却を委託(約1,723トン)。※ほか、平成24年7月
	~平成 25 年 5 月まで横浜市に約 4,740 トン焼却委託。
平成 24 年 8 月~	逗子市生ごみ分別収集及び家庭用生ごみ処理容器モデル事業実施
平成 24 年 10 月~	鎌倉市戸別収集モデル事業実施
平成 25 年 5 月	鎌倉市ごみ処理基本計画(中間見直し)再構築
平成 25 年 6 月	鎌倉市ごみ焼却施設基本構想策定
平成 26 年 4 月~	鎌倉市名越クリーンセンター焼却施設基幹改良工事に伴い、鎌倉市
平成 27 年 3 月	の可燃ごみの焼却を受託(約 2,815 トン)。
平成 26 年 10 月 22 日	葉山町長から、ごみ処理行政における自治体間の連携について検討
	依頼
平成 26 年 12 月	鎌倉市・逗子市循環型社会形成推進地域計画(第2期)策定
平成 27 年 2 月 2 日	平成 26 年度第 1 回逗子市・葉山町ごみ処理勉強会
	※各々のごみ処理の状況について情報交換
平成 27 年 4 月	鎌倉市家庭ごみ処理有料化実施
平成 27 年 6 月 4 日	平成27年度第1回逗子市・葉山町ごみ処理勉強会
	※各々のごみ処理の状況について情報交換
平成 27 年 10 月	逗子市家庭ごみ処理有料化及び分別収集品目の拡大実施

亚比 90 年 1 日 10 日	亚成 97 年度第1 同鎌倉主・河フ古ざり加亜ウゼル松料切業人
平成 28 年 1 月 18 日	平成27年度第1回鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会
亚比 20 年 2 日	※広域連携の枠組みの再構築について協議
平成 28 年 2 月	「鎌倉市・逗子市循環型社会形成推進地域計画」を鎌倉市単独の「鎌
T. Dog to a large	倉市循環型社会形成推進地域計画」に変更
平成 28 年 2 月 23 日	平成27年度第2回逗子市・葉山町ごみ処理勉強会
	※広域連携の枠組みの再構築について協議
平成 28 年 2 月 25 日	平成28年逗子市議会第1回定例会本会議における市長施政方針の中
	で、葉山町とのごみ処理の自治体間連携の方針について言及。
	同日プレスリリース。
平成 28 年 3 月 19 日	まちづくりトークで葉山町とのごみ処理の自治体間連携の方針につ
	いて説明
平成 28 年 3 月 25 日	平成 27 年度第 2 回鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会
	※広域連携の枠組みの再構築について協議
平成 28 年 3 月 30 日	平成27年度第3回逗子市・葉山町ごみ処理勉強会
	※広域連携の枠組みの再構築について協議
平成 28 年 4 月 27 日	平成28年度鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会準備
	会 ※広域連携の枠組みの再構築について協議
平成 28 年 5 月 31 日	平成 28 年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※覚書について協議
平成 28 年 6 月 29 日	平成 28 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※覚書について協議
平成 28 年 7 月 29 日	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化にかかる覚書締結
	鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化にかかる確認書解消
平成 28 年 8 月 7 日	葉山町の可燃ごみ受入れ試行にかかる市民説明会
	(AM10~池子会館、PM2~市役所)
平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年度第 3 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※覚書にもとづく広域連携について協議
平成 28 年 9 月 3 日	池子小学校区住民自治協議会代表者会議にて葉山町の可燃ごみ受入
	れ試行の検討状況について説明
平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年度第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※葉山町クリーンセンター施設見学、覚書にもとづく広
	域連携について協議
平成 28 年 11 月 5 日	池子小学校区住民自治協議会役員会にて葉山町の可燃ごみ受入れ試
	行の検討状況について説明
平成 28 年 11 月 15 日	政策会議 (議題) 葉山町の可燃ごみ受入れ試行実施について
平成 28 年 11 月 21 日	池子小学校区住民自治協議会役員会にて葉山町の可燃ごみ受入れ試
	行の検討状況について説明

平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 28 年 12 月 14 日	葉山町の可燃ごみ受入れ試行にかかる補正予算議決 (全会一致)
	200 t ×2 月×30. 36 円=12, 144, 000 円
平成 29 年 1 月 13 日	池子小学校区住民自治協議会役員会にて葉山町の可燃ごみ受入れ試
	行の検討状況について説明
平成 29 年 1 月 27 日	葉山町の可燃ごみ受入れ試行の延期についてプレスリリース
平成 29 年 2 月 4 日	池子小学校区住民自治協議会代表者会議にて葉山町の可燃ごみ受入
	れ試行の延期について説明
平成 29 年 3 月 10 日	平成 28 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※事業系生ごみ対策について
平成 29 年 3 月 18 日	まちづくりトークで葉山町の可燃ごみ受入れ施行の延期について説
	明
平成 29 年 3 月 21 日	平成 28 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 3 月 21 日	平成 28 年度補正予算(受入れ延期による減額)及び平成 29 年度当
	初予算議決
	※H28: 200 t ×2 月×30.36 円=▲12,144,000 円
	H29:400 t×9月×30.36円=109,296,000円
平成 29 年 3 月 29 日	平成 28 年度第 3 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※勉強会と作業部会の検討状況と今後の協議の進め方について
平成 29 年 5 月 24 日	平成 29 年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 5 月 29 日	平成 29 年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※鎌倉市名越クリーンセンター施設見学、ごみ処理広域
	化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 6 月 6 日	平成 29 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※鎌倉市施設(坂ノ下不燃施設、笛田クリーンセンター、
	テクノトランス)見学、ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協
	議
平成 29 年 6 月 12 日	平成 29 年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 6 月 24 日	葉山町の可燃ごみ受入れ開始について運搬車両通行経路の地元説明
	(15:00 沼間住民協、19:00 池子住民協)
平成 29 年 6 月 27 日	葉山町の可燃ごみ受入れ開始について運搬車両通行経路の学校周知
	(逗子中学校、池子小学校、沼間中学校、沼間小学校)
平成 29 年 6 月 30 日	平成 29 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議

	T
平成 29 年 6 月 30 日	「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について」両市町部長名で
	文書取り交わし
平成 29 年 7 月 5 日	平成 29 年度第 3 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※逗子市環境クリーンセンター施設見学、ごみ処理広域
	化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 7 月 7 日	葉山町と「廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書」締結
平成 29 年 7 月 10 日	葉山町の可燃ごみ受入れ開始
平成 29 年 7 月 27 日	平成 29 年度第 3 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※鎌倉市今泉クリーンセンター施設見学、ごみ処理広
	域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 8 月 24 日	平成 29 年度第 4 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 8 月 28 日	平成 29 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 9 月 27 日	平成 29 年度第 5 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会作業部会 ※ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 9 月 29 日	葉山町と「廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書(第2期)」締結
平成 29 年 11 月 7 日	平成 29 年度第 4 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※今後の広域協議の方向性、ごみ処理広域化実施計画の
	策定に向けて協議
平成 29 年 11 月 24 日	平成 29 年度第 3 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会 ※鎌倉市から逗子市焼却施設での鎌倉市の可燃ごみ処理の可能
	性について検討要請、ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議
平成 29 年 12 月 15 日	神奈川県に「逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画」提出
平成 30 年 1 月 7 日	池子小学校区住民自治協議会役員会にて葉山町の可燃ごみの受入れ
	の状況と平成30年度事務委託移行の方針について説明
平成 30 年 1 月 15 日	政策会議 (議題) 葉山町との可燃ごみとし尿の共同処理にかかる
	事務委託について
平成 30 年 1 月 27 日	池子小学校区住民自治協議会代表者会議にて2市1町の広域連携の
	検討状況と葉山町との共同処理の進捗状況について説明
平成 30 年 1 月 30 日	平成 29 年度第 5 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議
	会勉強会 ※今後の広域協議の方向性、ごみ処理広域化実施計画の
	策定に向けて協議

### 平成29年度葉山町可燃ごみ受入実績及び予定

2017.12.31現在

		搬入量(kg)	搬入量累計 (kg)	歳入金額(円) (@30.36円)	
	7月	81,790	81,790	2,483,144	
	8月	172,420	254,210	5,234,671	
実	9月	156,890	411,100	4,763,180	
績	第1期	411,100		12,480,995	
順	10月	352,720	763,820	10,708,579	
	11月	449,760	1,213,580	13,654,713	
	12月	300,990	1,514,570	9,138,056	12月以前は実績
	1月	425,000	1,939,570	12,903,000	1月以降は予定
予	2月	432,000	2,371,570	13,115,520	
測	3月	440,000	2,811,570	13,358,400	
炽」	第2期	2,400,470		72,878,268	
	合計	2,811,570		85,359,263	

当初予定額 3,600 t (400t×9月) ×30.36円/kg=109,296,000円 補正後予定額 2,811 t ×30.36円/kg=85,341,910円 ≒ 85,341,000円 補正金額 85,341,000円 −109,296,000円 = ▲23,955,000円

## 廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書

逗子市と葉山町は、平成28年7月29日付け「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化に係る覚書」及び平成29年6月30日付け「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について」に基づき、廃棄物の焼却処理の試行について、次のとおり契約を締結する。

### (目的)

第1条 逗子市と葉山町は、逗子市の一般廃棄物処理基本計画に支障のない範囲内に おいて、葉山町から排出される廃棄物の焼却処理を逗子市環境クリーンセンター (逗子市池子4丁目 956 番地。以下「焼却処理施設」という。)で試行し、継続的 な処理に向けて実施上の課題や問題等の検証を行う。

### (処理対象物)

第2条 処理対象物は、葉山町の一般廃棄物処理実施計画に定める「燃やすごみ」と する。

### (第1期試行期間)

第3条 廃棄物の焼却処理を試行する期間は、平成29年7月10日から平成29年9月30日までの間とする。なお、焼却残渣の搬出については、この限りではない。

### (廃棄物の搬入)

- 第4条 試行期間中における廃棄物の処理量上限は、約480トン(日量約10トン) とする。
- 2 廃棄物の搬入日は月曜日から金曜日までとし、搬入時間は原則午前8時45分から午前11時45分まで及び午後1時00分から午後4時00分までの間とする。ただし、逗子市は、焼却処理施設の円滑な業務運営等に支障があると判断したときは、搬入時間の変更を指示することができる。
- 3 葉山町は、1日ごとの廃棄物の搬入量、搬入台数等の予定を記載した搬入計画を 作成し、搬入しようとする月の前月15日までに逗子市に提出しなければならない。 ただし、平成29年7月分の搬入計画については、この限りではない。
- 4 葉山町は、廃棄物の搬入を実施した月の翌月 10 日までに搬入実績報告書を逗子市に提出するものとする。
- 5 逗子市は、焼却処理施設において故障等の緊急事態が発生したときは、速やかに 葉山町へ報告し、廃棄物の搬入を停止することができる。
- 6 葉山町は、交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により、予定どおりに搬入等ができない状況となった場合の連絡体制を記載した書面を作成するとともに、 予めこれを逗子市へ提出しなければならない。

- 第5条 葉山町は、廃棄物の搬入量の11.7パーセント(平成28年度逗子市焼却処理施設における平均残渣率)に相当する焼却残渣を逗子市の焼却処理施設から搬出するものとし、その費用は葉山町の負担とする。
- 2 逗子市は、焼却残渣運搬計画表を作成し、搬出しようとする月の前月 15 日までに葉山町に提出しなければならない。ただし、平成 29 年 7 月分の運搬計画については、この限りではない。
- 3 葉山町は、前項の焼却残渣運搬計画表に基づき、運搬車両の配車計画表を作成し、 運搬しようとする7日前までに逗子市へ提出しなければならない。
- 4 葉山町は、焼却残渣の搬出量を記載した実績報告書を作成し、搬出した月の翌月 10 日までに逗子市に提出するものとする。
- 5 逗子市は、焼却処理施設において故障等の緊急事態が発生したときは、速やかに 葉山町へ報告するとともに、焼却残渣の搬出を停止することができる。
- 6 葉山町は、交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により、予定どおりに搬 出等ができない状況となった場合の連絡体制を記載した書面を作成するとともに、 予めこれを逗子市へ提出しなければならない。
- 7 第1項の焼却残渣の搬出開始時期は、逗子市と葉山町で協議して決定するものとする。

(事故の防止等)

第6条 葉山町は、焼却施設内での廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出の際は、逗子市の指示に従うほか、事故の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

### (処理料金)

- 第7条 葉山町は、廃棄物の搬入量1キログラムにつき30円36銭(その内訳は、処理及び維持管理経費分を18円78銭、基幹改良工事分を11円58銭とする。)を逗子市の発行する納入通知書に記載の期日までに、逗子市の指定する金融機関に納付するものとする。
- 2 葉山町及び葉山町の処分先の責に帰すべからざる事由により、葉山町の処分先で 焼却残渣の受入れができない状況となったときは、逗子市がこれを処分することが できるものとする。この場合において、前項の処理料金は、葉山町が第5条第1項 の焼却残渣を運搬、処分するために負担すべき金額を加えた額とする。

### (損害賠償)

第8条 葉山町は、廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出の際に逗子市又は第三者に損害を与えたときは、葉山町の負担でその損害を賠償するものとする。

### (契約の解除)

第9条 逗子市は、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 逗子市が受入業務を継続することが困難になったとき。
- (2) 葉山町が本契約に定める事項に反する行為を行ったとき。

(協議)

第 10 条 逗子市及び葉山町は、本契約書に定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、それぞれの財務規則又は契約規則によるほか、その都度協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 本契約に関する詳細事項については別に定める。

契約の証として、本書2通を作成し、逗子市及び葉山町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成39年7月7日

逗子市 逗子市逗子五丁目2番 逗子市長 平井 竜



葉山町 三浦郡葉山町堀内 2135 番地 葉山町長 山梨 崇仁





### 廃棄物の焼却処理の試行(第2期)に関する契約書

逗子市と葉山町は、平成28年7月29日付け「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化に係る覚書」及び平成29年6月30日付け「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について」に基づき、廃棄物の焼却処理の試行について、次のとおり契約を締結する。

### (目的)

第1条 逗子市と葉山町は、逗子市の一般廃棄物処理基本計画に支障のない範囲内に おいて、葉山町から排出される廃棄物の焼却処理を逗子市環境クリーンセンター (逗子市池子4丁目956番地。以下「焼却処理施設」という。)で試行する。

また、第1期試行を受け、継続的な処理に向けて実施上の課題や問題等の検証を 行う。

### (処理対象物)

第2条 処理対象物は、葉山町の一般廃棄物処理実施計画に定める「燃やすごみ」とする。

### (第2期試行期間)

第3条 廃棄物の焼却処理を試行する期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間とする。なお、焼却残渣の搬出については、この限りでない。

### (廃棄物の搬入)

- 第4条 試行期間中における廃棄物の処理量は、週あたり約80トンを基本とする。 ただし、逗子市において焼却処理量増量の試行を行う場合は、この限りでない。
- 2 廃棄物の搬入日は月曜日から金曜日までとし、搬入時間は原則午前8時45分から午前11時45分まで及び午後1時00分から午後4時00分までの間とする。ただし、逗子市は、焼却処理施設の円滑な業務運営等に支障があると判断したときは、搬入時間の変更を指示することができる。
- 3 葉山町は、1日ごとの廃棄物の搬入量、搬入台数等の予定を記載した搬入計画を 作成し、搬入しようとする月の前月15日までに逗子市に提出しなければならない。 ただし、平成29年10月分の搬入計画については、この限りでない。
- 4 葉山町は、廃棄物の搬入を実施した月の翌月 10 日までに搬入実績報告書を逗子市に提出するものとする。
- 5 逗子市は、焼却処理施設において故障等の緊急事態が発生したときは、速やかに 葉山町へ報告し、廃棄物の搬入を停止することができる。
- 6 葉山町は、交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により、予定どおりに搬入等ができない状況となった場合の連絡体制を記載した書面を作成するとともに、 予めこれを逗子市へ提出しなければならない。

(2) 葉山町が本契約に定める事項に反する行為を行ったとき。

(協議)

第 10 条 逗子市及び葉山町は、本契約書に定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、それぞれの財務規則又は契約規則によるほか、その都度協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 本契約に関する詳細事項については別に定める。

契約の証として、本書2通を作成し、逗子市及び葉山町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

INJH IC 28

平成29年9月29日

逗子市 逗子市逗子五丁目2番 逗子市長 平井 竜



葉山町 三浦郡葉山町堀内 2135 番地 葉山町長 山梨 崇位



### (焼却残渣の搬出)

- 第5条 葉山町は、廃棄物の搬入量の11.7パーセント(平成28年度逗子市焼却処理施設における平均残渣率)に相当する焼却残渣を逗子市の焼却処理施設から搬出するものとし、その費用は葉山町の負担とする。
- 2 逗子市は、焼却残渣運搬計画表を作成し、搬出しようとする月の前月 15 日までに葉山町に提出しなければならない。
- 3 葉山町は、前項の焼却残渣運搬計画表に基づき、運搬車両の配車計画表を作成し、 運搬しようとする7日前までに逗子市へ提出しなければならない。
- 4 葉山町は、焼却残渣の搬出量を記載した実績報告書を作成し、搬出した月の翌月 10日までに逗子市に提出するものとする。
- 5 逗子市は、焼却処理施設において故障等の緊急事態が発生したときは、速やかに 葉山町へ報告するとともに、焼却残渣の搬出を停止することができる。
- 6 葉山町は、交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により、予定どおりに搬出等ができない状況となった場合の連絡体制を記載した書面を作成するとともに、 予めこれを逗子市へ提出しなければならない。
- 7 第1項の焼却残渣の搬出開始時期は、逗子市と葉山町で協議して決定するものとする。

### (事故の防止等)

第6条 葉山町は、焼却施設内での廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出の際は、逗子市の指示に従うほか、事故の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

## (処理料金)

- 第7条 葉山町は、廃棄物の搬入量1キログラムにつき30円36銭(その内訳は、処理及び維持管理経費分を18円78銭、基幹改良工事分を11円58銭とする。)を逗子市の発行する納入通知書に記載の期日までに、逗子市の指定する金融機関に納付するものとする。
- 2 葉山町及び葉山町の処分先の責に帰すべからざる事由により、葉山町の処分先で 焼却残渣の受入れができない状況となったときは、逗子市がこれを処分することが できるものとする。この場合において、前項の処理料金は、葉山町が第5条第1項 の焼却残渣を運搬、処分するために負担すべき金額を加えた額とする。

## (損害賠償)

第8条 葉山町は、廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出の際に逗子市又は第三者に損害を与えたときは、葉山町の負担でその損害を賠償するものとする。

## (契約の解除)

- 第9条 逗子市は、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
  - (1) 逗子市が受入業務を継続することが困難になったとき。





## 可燃ごみ 共同処理削減効果(当初予算ベース)

(単位:千円)

			H30予算額 (共同処理)	H28予算額 (単独処理)	差額 (H30-H28)	主な増要因
歳入	ごみ処理負担金	(焼却処理)	175,172	0	175,172	葉山町からのごみ処理負担金収入212,134
		(灰処理)	36,962	0	36,962	宋山町がりのこのたとを発展に並んパと12,10年
		歳入合計	212,134	0	212,134	
歳出	焼却施設維持管理事業		86,595	79,406	7,189	重金属固定剤5,843 活性炭1,426
	センター維持管理事業		80,618	78,523	2,095	電気料金(高圧)2,400
	最終処分場維持管理事業		111,496	82,090	29,406	焼却灰処理委託料29,782
	職員給与費増額分		20,910		20,910	時間外勤務手当土日連続運転分20,910
		歳出合計	299,619	240,019	59,600	
		歳入−歳出	△ 87,485	△ 240,019	152,534	

H30予算額から次の臨時的経費を除く

(単位:千円)

焼却施設維持管理事業	工事_誘引通風機インバータ39,852		
センター維持管理事業	工事_搬入路拡幅5,850		
最終処分場維持管理事業	工事_雨水側溝補修2,061		

焼却灰処理委託料比較

(単位:千円)

	H30	H28	差額
焼却灰資源化委託(3者)	65,677	77,394	△ 11,717
焼却灰埋立処分委託(2者)	41,499	0	41,499
計	107,176	77,394	29,782

### 【歳入】

<し尿処理手数料>

H29 540 千円 : H30 0 円 <u>差額△540 千円</u>

<浄化槽清掃手数料>

H29 300 千円 : H30 0 円 <u>差額△300 千円</u>

<し尿処理施設電気料金等雑入>

H29 2,466 千円: H30 0円 <u>差額△2,466 千円</u>

<ペットボトル資源化施設電気料金等雑入> (H29 一部し尿処理事務費に含まれていた為掲出)

H29 4 千円 : H30 2, 470 千円 <u>差額+2, 466 千円</u>

### 合計△840 千円

### 【歳出】

<ペットボトル資源化施設維持管理事業> (H29 一部し尿処理事務費に含まれていた為掲出)

H29 3, 159 千円 : H30 23, 251 円 <u>差額+20, 09</u>2 千円

<し尿処理施設維持管理事業> (閉鎖費用 (臨時))

H29 10,783 千円 : H30 6,118 円 <u>差額△4,665 千円</u>

<し尿処理事務費> (H29 は環境クリーンセンター、H30 は資源循環課予算)

H29 39,384 千円 : H30 2,091 円 差額△37,293 千円

合計△21,866 千円

【歳入】【歳出】あわせ△21,026 千円

## 焼却処理単価(原価相当額)の算出

	逗子市				
Α	焼却量(t)	17,173			
В	資本費+処理及び維持管理経費	508,764,076			
С	1t当たり焼却処理原価	¥29,625.8124			
D	1kg当たり焼却処理原価	¥29.6258	円銭	⇒	29.62

	次十进!加亚亚沙州北佐亚邓	
B内訳	資本費+処理及び維持管理経費 ア+イ+ウ+エ	508,764,076
ア	人件費	180,237,559
	給料·処理係分(16人)	159,328,471
	時間外勤務手当(受入量増に伴う)	20,909,088
イ	処理費(定期補修工事費を入れる)	114,455,958
	センター維持管理	37,823,196
	処理車両維持管理	226,961
	焼却処理施設維持管理	75,830,601
	汚染負荷量賦課金	575,200
ウ	委託料	0
	溶融固化処理業務委託料	0
エ	資本費	214,070,559
	基幹改良工事+H29工事分	214,070,559

### 可燃ごみ焼却灰処理単価の算出

焼却 予定量 ( t /年)	H30年度 想定焼却残渣率	処分方法	H30年度 焼却灰搬出 予定量 ( t /年)	処分事業者	搬出先自治体	環境保全協力金 (円/t) (非課税)	H30年度 運搬処分費 (円/t(税抜))	運搬事業者	H30年度 搬出予定額 (円/t(税込)	協力金 支出予定 額
			400	中央電気工業㈱	茨城県 鹿嶋市	300	49,250		21,276,000	120,000
		溶融固化	400	中部リサイクル(株)	愛知県 名古屋市		51,300	東亜環境CC㈱	22,161,600	
17,173 (逗子	12.5%		400	メルテック(株)	栃木県 小山市		51,480		22,239,360	
11,175		計	1,200			溶融固化平均単価	50,677	溶融固化計	65,676,960	120,000
葉山 5,998)	12.370	埋立処分	850	(株)ウィズウェイスト ジャパン (逗子100・葉山750)	群馬県草津町		40,500	(株)ウィズウェイスト ジャパン	37,179,000	
			100	ジークライト(株)	山形県 米沢市	1,300	40,000	東亜環境CC㈱	4,320,000	130,000
		計	950			埋立処分平均単価	40,250	埋立処分計	41,499,000	130,000
	合 計		2,150					支出予定金額	107,175,960	250,000
		溶融固化率	55.81%					合 計	107,425,	960

埋立処分率 44.19%

合計107,425,960円÷17,173,000kg≒**6.25円** 

資料9

#### ■平成28年度実績に基づく処理量まとめ(単位: m)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総投入量	868.90	847.66	927.90	859.52	815.53	833.57	775.90	717.82	828.02	754.77	783.09	939.61	9,952.29
うち葉山分	848.27	813.24	904.97	829.06	784.25	816.68	758.22	692.88	797.35	729.53	766.89	916.25	9,657.59
うち逗子分	20.63	34.42	22.93	30.46	31.28	16.89	17.68	24.94	30.67	25.24	16.2	23.36	294.7
葉山分比率		96.8%		97.0%		97.1%	I	97.1%		96.5%		97.7%	07.00/
未山刀几平		30.070		31.070		31.170		31.170		30.376		31.170	97.0%
逗子分比率		3.2%		3.0%		2.9%		2.9%		3.5%		2.3%	3.0%

#### ■平成28年度実績に基づく処理費用まとめ(単位:円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
	使用料(整数止)		595,598		622,436		569,894		511,682		544,946		597,866	3,442,4	-22
	負担金 (整数止)		7,802,948		8,126,691		7,492,884		6,790,681		7,191,940		7,830,307	45,235,4	51
12.7倍	合計		8,398,546		8,749,127		8,062,778		7,302,363		7,736,886		8,428,173	48,677,8	73
	うち葉山分		8,146,590		8,486,653		7,820,895		7,083,292		7,504,779		8,175,328	47,217,5	37
	うち逗子分		251,957		262,474		241,883		219,071		232,107		252,845	1,460,3	<i>37</i>

(短子分3%で計算)

#### ■施設整備及び維持管理にかかる経費(平成28年実績ベース)

#### ○施設整備にかかる経費

し尿投入施設については、基金繰入により整備を実施したが、一般廃棄物処理事業債を活用したものとみなし算定を実施する。

事業費	36,666,000	円
償還年数	15	年
年当り負担額	2,444,400	円

団体別負担率については、年間の実投入量に基づき算定された負担率を用いて算定する。なお、負担率については四捨五入により小数点第一位まで求める。

葉山町負担率	97.0%
逗子市負担率	3.0%

年当り負担額に団体別負担率を乗じて団体別負担額を算定する。(四捨五入により整数止め)

葉山町負担額	2,371,068	円	
逗子市負担額	73,332	円	В

#### ○維持管理にかかる経費

維持管理経費についても施設投資経費と同様に、年間の実投入量に基づき算定された負担率を用いて算定する。

修繕料	989,388 F
保守点検	10,368,000 F
委託量	764,505 F
合計	12,121,893 F

葉山町負担額	11,762,948	円	
逗子市負担額	358,945	円	С

(逗子投入量294.7㎡/全体投入量9,952.29㎡×12,121,893円=358,945円)

#### ☆総括表

合計	1 000 614	-
維持管理費C	358,945	F.
施設整備費B	73,332	F.
処理費用A	1,460,337	Ρ.

# 処理費用シミュレーション(逗子市込み仮想倍率12.7倍)

(単位:m3·円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
投入量	869.27	847.24	927.97	859.06	815.25	833.68	776.22	717.88	828.35	754.53	782.89	939.25
2ヶ月計		1,716.51		1,787.03		1,648.93		1,494.10		1,582.88		1,722.14
(下段、整数止め)		1,716.0		1,787.0		1,648.0		1,494.0		1,582.0		1,722.0
使用料		595,598.4		622,436.4		569,894.4		511,682.4		544,946.4		597,866.4
使用料(整数)		595,598		622,436		569,894		511,682		544,946		597,866
負担金算出用投入量		21,793.2		22,694.9		20,929.6		18,973.8		20,091.4		21,869.4
負担金算出用料金	8	3,398,546.6	8	3,749,127.5	8	,062,778.9	7	,302,363.8	7	7,736,886.7	8	,428,173.1
算出用(整数)	8	3,398,546.0	8	3,749,127.0	8	,062,778.0	7	,302,363.0	7	7,736,886.0	8	,428,173.0
負担金		7,802,948		8,126,691		7,492,884		6,790,681		7,191,940		7,830,307
合計金額		8,398,546		8,749,127		8,062,778		7,302,363		7,736,886		8,428,173

税率8%

年間使用料	3,442,422
年間負担金	45,235,451
年間合計額	48,677,873

111,132
5,845,205
5,956,337

101,935
1,339,479
1,441,414

48,667,873円×0.03=1,460,337円(逗子市負担分)A

# ○し尿投入施設整備にかかる費用の考え方

### ①H25し尿投入施設整備事業

事業費	財源	
36,666,000	基金繰入	円

### ②償還年数

- ・起債を活用したとする。
- ・施設の性質に鑑み、「一般廃棄物処理事業債」に準じるものとする。

償還年数 15 年
-----------

### ③1年当たり負担額

[算定式] ①/②=36,666,000円/15年

年当たり負担額	2,444,400	円
---------	-----------	---

### ④負担率(仮)

逗子市負担率	3 %
葉山町負担率	97%

### ⑤団体別負担額(1年当たり)

[算定式] ③×④

逗子市	73,332	円	В
葉山町	2,371,068	円	

## ■平成28年度 下水道投入施設維持管理事業費(施設維持のみ)

		下水道投入施設制御盤修繕	362,988
	7/左 4/天 小八	下水道投入施設制御盤修繕その2	118,800
需用費	修繕料	下水道投入施設し尿循環弁・移送弁交換修繕	507,600
		合計	989,388
		下水道投入施設維持管理委託(648,000円/月×12箇月)	7,776,000
委託料	保守点検	下水道投入施設ポンプ点検委託	2,592,000
		小計	10,368,000
		下水道投入施設タンク清掃委託(1回目)	198,180
		下水道投入施設タンク清掃委託(2回目)	188,865
委託料	清掃業務	下水道投入施設タンク清掃委託(3回目)	191,970
		下水道投入施設タンク清掃委託(4回目)	185,490
		小計	764,505
委託料		合計	11,132,505

施設維持管理費合計	12,121,893
-----------	------------

## ■平成28年度ベース施設維持管理費

	投入量(年/㎡)	比率 (%)	施設維持管理費清算額
葉山町	9,658	97.0%	11,762,948
逗子市	<i>294.7</i>	3.0%	358,945
合計	9,952	100.0%	12,121,893

出典: 平成 27 年度 神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要

### XII ごみ処理広域化の状況

### 1 ごみ処理広域化

県では、ごみの排出抑制と減量化・資源化、ダイオキシン対策を推進することを目的として、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村を9ブロックに区割りし、各ブロックで広域化実施計画を策定することとした(単独で広域ブロックとなる横浜市、川崎市及び相模原市を除く。)。

この計画の期間は平成10年度から19年度までであり、その後は、ごみ処理広域化の取組を県の廃棄物処理計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置付け、引き続き推進している。

なお、ブロック内における調整の結果、一部のブロックでは、ブロックを分割して、ごみ処理広域化の取 組が進められている。

### 2 広域化の状況 (平成28年4月1日現在)

各ブロックの取組状況は以下のとおり。

表	XV-1	名	予ブロックの取組状況	一○は協議中一
7	ブロック	名	構成市町村名	ごみ処理広域化実施計画の策定状況(策定年月)
横	須賀三	浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町	◎横須賀市三浦市ごみ処理広域化実施計画(H21.5) ○鎌倉市、逗子市、葉山町で協議中
湘	南	東	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	◎湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画(H20.3) <sup>※1</sup>
湘	南	西	平塚市、秦野市、伊勢原市、 大磯町、二宮町	◎秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画(H19.3) ◎平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(H24.3) <sup>※2</sup>
大	和高	座	大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市	◎大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画(H20.3)
厚	木愛	甲	厚木市、愛川町、清川村	◎厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画(H20.3) <sup>※3</sup>
県		西	小田原市、南足柄市、 中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、	○南足柄市、足柄上地域(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)で協議中 ○小田原市、足柄下地域(箱根町、真鶴町、湯河原町)で協議中
L		_	真鶴町、湯河原町	
横		浜	横浜市	
JII		崎	川崎市	◎単独市で構成されるブロックのため、廃棄物処理法の規定による一般廃棄物処理計画をもって、ブロックの広域化実施計画とする。
相	模	原	相模原市	

- ※1) 平成23年10月 改訂
- ※2) 平成27年3月 改訂
- ※3) 平成28年3月 改訂

## 3 各ブロックの状況 (広域化実施計画策定済ブロックのみを記載)

## (1)横須賀三浦ブロック

構成市町村名	横須賀市、三浦市	SE COLOR
ブロック内人口	451,875 人	
ブロック面 積	132.96 km²	横須賀市
計画期間(年間)	平成21年度から平成29年度(9年間)	
ごみ総排出量(構成市町村内訳)	154,557 t (横須賀市138,355t、三浦市 16,202t)	三浦市
主な計画内容及び目標値等	1 基本方針 (1)発生抑制 市民によるマイバッグの利用や、事業者に 推進等によるごみの発生抑制 (2)排出抑制 市民による再使用の推進、集団資源回収・ ごみのリサイクル等によるごみの排出抑制 (3)適切な分別排出 (4)具体的な施策内容 ・減量化、資源化に係る普及啓発・助成 ・環境教育 ・有料化  2 主な目標値 ○可燃性資源ごみについて、215g/人・日の ○不燃性資源ごみについて、133g/人・日の 3 主な施設整備計画 (横須賀市) 焼却施設、不燃資源物リサイク (三浦市) 最終処分場	への協力や、事業者による資源 登源化 資源化
参考URL	横須賀市HP <u>http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4210/</u> 三浦市HP <u>http://www.city.miura.kanagawa.jp/haiki/gom</u>	

## (2)湘南東ブロック

構成市町村名	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	
ブロック内人口	711,178 人	寒川町
ブロック面積	118.64 km²	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →
計画期間(年間)	平成20年度から平成34年度(15年間)	茅ヶ崎市
ごみ総排出量(構成市町村内訳)	224,704 t (藤沢市139,289t、茅ヶ崎市71,484t、寒川町13,931t)	
主な計画内容及び目標値等	1 基本方針 ・循環型社会形成のための「リサイクル推進最終処分場負荷軽減型」のごみ処理シス・上記システム構築のための更なる3Rの推・広域的かつ総合的に適正な処理施設の要 2 主な目標値(全て平成22年度を基準とする)ごみ排出量原単位の削減目標平成34年度の1人1日当たり排出量(原の焼却量を17%削減)・最終処分量の削減目標平成34年度の最終処分量を14%削減 3 主な施設整備計画(藤沢市)焼却施設、リサイクルセンター(茅ヶ崎市)粗大ごみ処理施設(寒川町)リサイクルセンター	テムの構築 進 整備 る) (京単位)を2.4%削減
参考URL	藤沢市HP http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s 茅ヶ崎市HP http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kanky 寒川町HP http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/chc	o/gomigenryo/1016277.html

## (3) 湘南西ブロック(秦野・伊勢原)

構成市町村名	秦野市、伊勢原市	
ブロック内人口	268,892 人	my
ブロック面積	159.13 km²	秦野市 伊勢原市
計画期間(年間)	平成19年度から平成33年度(15年間)	Contraction of the second
ごみ総排出量(構成市町村内訳)	84,226 t (秦野市51,735t、伊勢原市32,491t)	
主な計画内容及び目標値等	1 基本方針     ○ 発生抑制、再使用、再生利用の3Rに     ○ 住民・事業者・行政の役割分担に基づ     ○ 秦野市、伊勢原市及び秦野市伊勢原     廃棄物処理システムづくり  2 主な目標値     ○ 減量・資源化目標     平成33年度の事業系ごみ10%減量(分平成30~33年度の資源化率約45%     ○ 減量・資源化施策実施後のごみ排出量     平成33年度の総ごみ排出量87,855トン  3 主な施設整備計画     (秦野市伊勢原市環境衛生組合)焼却施	が、廃棄物処理システムづくり 市環境衛生組合による効率的な 排出量750グラム 対平成17年度比)
参考URL	秦野市伊勢原市環境衛生組合 http://www.hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp/	

## (4) 湘南西ブロック(平塚・大磯・二宮)

構成市町村名	平塚市、大磯町、二宮町	R
ブロック内人口	318,155 人	
ブロック面積	94.09 km²	平塚市
計画期間(年間)	平成23年度から平成32年度(10年間)	大磯町
ごみ総排出量(構成市町村内訳)	105,003 t (平塚市85,154t、大磯町11,040t、 二宮町8,809t)	二宮町
主な計画内容及び目標値等	1 基本方針	環境に優しい施設整備 は及び施設運営 サ平成21年度比) 出量を8%削減(対平成21年度比) むね1/5(対平成21年度比)
参考URL	1市2町ごみ処理広域化推進会議HP http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koui	ki/index.html

## (5) 大和高座ブロック

構成市町村名	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
ブロック内人口	576,309 人 座間市
ブロック面 積	93.40 km² 後瀬市
計画期間(年間)	平成20年度から平成29年度(10年間)
ごみ総排出量(構成市町村内訳)	168,120 t (大和市70,318t、海老名市39,142t、 座間市34,805t、綾瀬市23,855t) <b>海老名市</b>
主な計画内容及び目標値等	1 基本方針 ○ 排出抑制 ・生ごみの自家処理、ごみの発生を抑制するための様々なインセンティブ (誘因)の検討・導入による排出抑制の推進 ○ 資源化 ・資源物の徹底した分別及び生ごみ・剪定枝など有機性廃棄物の資源化 の推進による焼却処理量と最終処分量の削減 ・焼却残渣の資源化の推進 ○ 適正処理 ・様々な資源化の推進による最終処分量の削減及び最終処分のあり方の検討 ○ 緊急時の対応 ・震災・水害などの災害時や緊急時におけるごみ処理の対応に関する 広域的な相互協力体制の構築 2 主な目標値 ○ 市民1人1日あたりの排出量 平成29年度の1人1日あたりのごみ総排出量892グラム ○ 総排出量 平成29年度のごみ総排出量188,717トン ○ 最終処分量とリサイクル率 平成29年度の最終処分量11,000トン以下 平成29年度の財子クル率30.6% 3 主な施設整備計画 ○ 焼却施設
参考URL	海老名市HP http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1206950769581/index.htm 座間市HP http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1309496728637/index.htm 綾瀬市HP http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000019600/hpg000019548.htm 高座清掃施設組合HP http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/kihonkeikaku.htm

## (6) 厚木愛甲ブロック

構成市町村名	厚木市、愛川町、清川村
ブロック内人口	269,271 人
ブロック面積	
計画期間(年間)	平成20年度から平成42年度(23年間)
ごみ総排出量(構成市町村内訳)	91,242 t (厚木市76,690t、愛川町13,543t、 清川村1,009t)
主な計画内容及び目標値等	1 基本方針(主なもの) ○ ごみの発生抑制に係る方針 ・住民、事業者及び行政機関それぞれによる減量化の推進 ○ リサイクルに係る方針 ・厨芥類、紙ごみ、木・竹類及び廃プラスチックの資源化の推進 ・回収方法の見直しや資源回収所の増設による資源ごみの回収促進 ○ 施設整備に係る方針 ・新たな中間処理施設の施設整備  2 主な目標値 ○ 減量化の目標 ・厚木市     平成32年度までに平成14年度比30%を削減(家庭系ごみ、事業系ごみ) ・愛川町     平成22年度における原単位952.3g/人・日を基準として     平成29年度に、924.6g/人・日以下(約3%減)     平成34年度に、904.9g/人・日以下(約5%減) ・清川村     平成30年度までに平成10年度比16%を削減  ○ 資源化の目標 ・厚木市     平成32年度までに平成14年度比40%を資源化(家庭系ごみ) ・愛川町     平成32年度における資源化率20.5%を基準として     平成32年度における資源化率20.5%を基準として     平成29年度に、26.5%(約6.0ポイント増)     平成34年度に、27.2%(約6.7ポイント増) ・清川村     平成30年度までにごみ排出量の40%を資源化  3 主な施設整備計画 (厚木愛甲環境施設組合)ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設
参考URL	厚木愛甲環境施設組合HP <u>http://www.h7.dion.ne.jp/~atsuai-k/</u>

# (7) 横浜ブロック

構成市町村名	横浜市
ブロック内人口	3,724,844 人
ブロック面 積	437.38 km² 横浜市 硫烷
計画期間(年間)	平成22年度から平成37年度(16年間)
ごみ総排出量	1,182,892 t
主な計画内容 及び目標値等 (横浜市一般廃棄 物処理基本計画)	1 基本方針 ○ 三者が取り組む3R行動 ○ 安全で安定した処理・処分 ○ よりよい生活環境の確保 ○ 市民の視点に立ったサービスの向上 ○ コスト意識と適正処理 2 主な目標値 平成37年のごみ排出量を10%以上削減(対平成21年度比)
参考URL	横浜市HP http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/3rm/

# (8) 川崎ブロック

構成市町村名	川崎市	
ブロック内人口	1,475,213 人	ar
ブロック面 積	34.29 km²	川崎市
計画期間(年間)	平成17年度から平成27年度(11年間)	helek
ごみ総排出量	471,510 t	
主な計画内容 及び目標値等 (川崎市一般廃棄 物処理基本計画)	1 基本方針 ○ 限りなくごみをつくらない社会を創ること ○ 市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと ○ 市民の健康的で快適な生活環境を守ること 2 主な目標値 ○ ごみの発生抑制の推進 平成27年度の1人1日あたりごみ排出量180グラム減量(対平成15年度比) ○ リサイクルの推進 平成27年度の資源化量20万トン(資源化率35%) ○ 焼却量の削減 平成27年度のごみ焼却量13万トン削減(対平成15年度比)	
参考URL	川崎市HP <u>http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-24-1-1-1-0-0-0-0.html</u>	

### (9) 相模原ブロック

Variable Control of the Control of t		
構成市町村名	相模原市	~
ブロック内人口	720,780 人	}
ブロック面 積	328.84 km²	相模原市
計画期間(年間)	平成20年度から平成30年度(11年間)	
ごみ総排出量	235,415 t	
主な計画内容 及び目標値等 (相模原市一般廃棄 物処理基本計画)	<ul> <li>1 基本方針         <ul> <li>○ 4Rの推進と循環型スタイルの確立</li> <li>○ 資源を循環させる社会システムの構築</li> <li>○ 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり</li> </ul> </li> <li>2 主な目標値(対18年度比)         <ul> <li>・平成30年度の1人1日あたり家庭ごみ排出量480g以下(約24%減)</li> <li>・平成30年度のごみ総排出量を223,000t以下(約18%減)</li> <li>・平成30年度のリサイクル率25%以上(約7%増)</li> <li>・平成30年度の最終処分量21,000t以下(約37%減)</li> </ul> </li> </ul>	
参考URL	相模原市HP  http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/pubcome/sakutei/004632.html	

図XV-1 ごみ処理広域化ブロック



#### 覚 書

鎌倉市、逗子市及び葉山町(以下「2市1町」という。)は、ごみ処理の広域連携に ついて、次のとおり覚書を締結します。

#### 1 基本理念

2市1町は、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資する ゼロ・ウェイストの実現を目指します。

#### 2 基本方針

基本理念を踏まえ、以下に方針を示します。

- (1) 2市1町は、ごみ処理の広域連携及び「ごみ処理広域化実施計画」の策定につ いて協議を進めます。
- (2) 2市1町は、ごみの減量と資源化に関し、環境面、財政面を考慮した効率的か つ効果的な推進を図るため、広域連携による適正かつ持続可能な廃棄物処理シス テムの構築を目指します。
- (3) 2市1町は、安定的かつ、計画的なごみ処理を連携して行うとともに、災害時 や緊急事態等における適正なごみ処理体制の実現を目指し、既存施設における共 同処理の可能性を協議・検討し、早期実施に取り組みます。

なお、可燃ごみの焼却処理は、施設の稼働状況や災害時等の適正処理の観点か ら、当分の間、鎌倉市の既存施設とこれに代わる現在計画中の新施設及び逗子市 の既存施設の2施設で処理を行っていきます。

(4) 2市1町は、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化を共通の課題とし、 連携し取り組みを進めます。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、2市1町の市長・町長が 署名の上、各自その1通を保有します。

平成28年7月29日

歌歌 松尾 崇

葉山町長

山梨学、八二